

自転車マナーアップ

自転車は車両です。自転車の交通ルールを守り、安全に利用しましょう。

信号を守りましょう



一時停止をしましょう



車道は、左側を通行
右側通行は禁止



自転車保険に加入しましょう



自転車保険の加入義務化

ヘルメットをかぶりましょう



自転車用ヘルメットの着用努力義務化

詳細は裏面参照



普通自転車が
歩道を通行できるのは

- ① 道路標識や道路標示で指定された場合
 - ・13歳未満の子供
 - ・70歳以上の高齢者
 - ・身体の不自由な方
- ② 運転者が
- ③ 車道や交通の状況から見てやむを得ない場合

自転車事故の削減に向け、群馬県では自転車道等を整備中です。

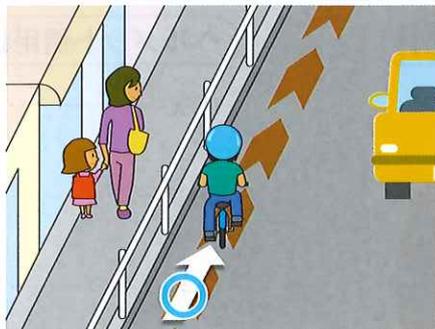
A 自転車道（縁石など工作物により区画）
普通自転車専用通行帯（道路標示による分離）

自転車道や普通自転車専用通行帯がある場合、普通自転車はその自転車道や通行帯を通行しなければなりません。



B 矢羽根型路面標示

自転車通行を推奨する場所と進行方向を示したものです。



ダメ



5月は、自転車マナーアップ強調月間
毎月15日は、自転車マナーアップデー

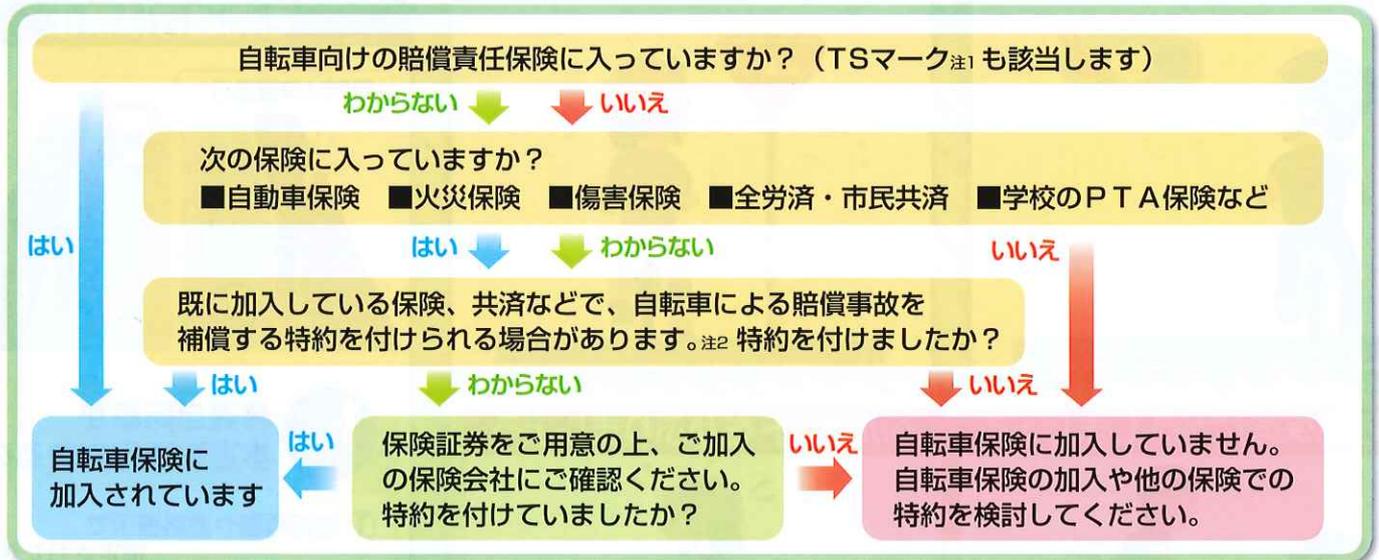
群馬県交通対策協議会

(事務局 群馬県県土整備部道路管理課交通安全対策室)

改正点1 自転車保険の加入義務化

① まずは自身の加入状況をチェック!

自転車保険加入チェック表



注1 自転車安全整備士が点検確認した自転車に貼付されるもので、有効期間は1年間です。

注2 特約の名称は保険会社によって異なります。

② 加入していない方は必ず加入しましょう!

自転車保険に加入していないことが分かった方や高額賠償対応に変更したいと考えた方に群馬県が認定した保険を紹介しています。

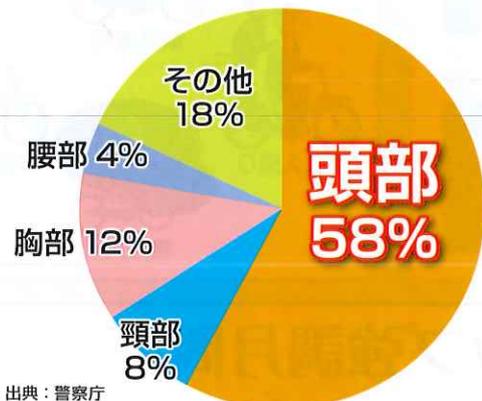
詳しくは、群馬県のホームページへ



改正点2 自転車用ヘルメットの着用努力義務化

自転車に乗るときはヘルメット着用を!

致命傷の約6割は頭部!!



自転車乗用中の死者の致命傷部位(R2)

ヘルメット着用状況別の致死率比較(令和2年)



(注)「致死率」とは、死傷者のうち死者の占める割合をいう。

自転車乗用中の死者の致命傷部位は約6割が頭部です。また、自転車乗用中の交通事故でヘルメットを着用していない人はヘルメットを着用している人に比べ致死率が約3倍になっています。大切な命を守るため、自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう。